



2020・5・21

第 374 号

101-0065 東京都千代田区  
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303

TEL 03-3221-5075

FAX 03-3221-5076

## いま、コロナ便乗改憲許さない取り組みを

### 2 県で意見広告ポスター大作戦

【新潟県 9 条の会】 平和がいいね！だから 9 条は変えさせない」の憲法ポスターが全県各地で貼りだされています。道路から見える住宅の窓ガラスに、道路に面した壁や車庫の壁に、交差点に面したお宅の壁にお願いして、「自衛隊員を戦場に送らない」の前のポスターと並べて貼りだすなど、「市民に知らせたい」という思いを膨らませながら、運動が進められています。

今回の運動は、自民党が小選挙区ごとに改憲推進本部を設置し、各地で改憲集会をと執念を燃やし、ポスター作戦も全国で展開することを計画している中で、5 月の憲法記念日に向けて、新しい憲法ポスターを作成し、自民党のポスター作戦を上回る規模で、全県の津々浦々に憲法ポスターを貼りだし、「アベ改憲は戦争への道」の危険な内容を知らせ、改憲勢力を包囲しよう。そして「アベ改憲 NO！」の世論を広げ、新たな「運動の担い手」も広げようという運動として取り組まれました。

1 月に運動がスタートしましたが、新型

### 憲法審での審議を巡る攻防激化

14 日に開かれた衆院憲法審査会で、与党筆頭幹事の新藤義孝氏は継続審議となっている国民投票法の論議を提案するとともに、緊急時の国会機能の維持等の「感染症と憲法」の論点整理を示し、審査会の開催を提起しました。

これに対し、立憲民主党と国民民主党は、国民投票法を論議するのであれば、野党提出の CM 規制問題等の審議も併せて審議すべきことを主張。また国民党の奥野総一郎氏は「緊急時の議員の定足数は衆院規則を変えればよい話で憲法改正の話ではない」と批判。共産党の赤嶺政賢氏は、「各常任委員会で憲法に基づく政治がどう行われているかを論議すべきで、安倍首相のいう改憲を論議する審査会の開会は言語道断」と主張。

結局、引き続き近藤・山花と野党筆頭幹事間で協議することになりました。

コロナの「自粛ムード」で、一時は成功が危ぶまれる状況も生まれましたが、全県の

地域9条の会の踏ん張り、賛同者が2600名を超え、無事ポスターが誕生しました。

「県9条の会からの提起」ではなく、全県の9条の会の共同の運動にするために、どんな運動にしていくか、作成するポスターはどんな内容のものにするか。「これならみんなが貼り出したい」というポスターにするために、全県の拡大事務局会議も開催し、多くの意見を集めて運動が進められました。コロナ問題で訪問対話が敬遠される状況もでる中で、県9条の会は「運動推進ニュース」を5号まで発行、地域の取り組みを紹介し、困難な中でも成功させようと呼びかけ、運動の推進を図ってきました。

地域9条の会の会員は高齢者も多く、病気や高齢で亡くなる方もあり、新たな「運動の担い手」を広げなければ活動継続が困難になっている地域もあります。今回の「憲法ポスター」運動の賛同者を広げる運動で、「全県で1万人と対話し、5000名の賛同者を組織し、新たな『運動の担い手』を広げる」ことを意識して取り組みました。

全県的には目標には届きませんでした。長岡市では市内にある4つの地域9条の会(旧市町郡単位)が協力し合い、市内4つの「9条の会」で350名と、過去最高の賛同者を組織しています。その中心にある「9条を守る長岡の会」は、この3年間、「市民と野党の共闘」の広がり、結びつきを生かし、170名の「9条の会」会員を増やし、今回のポスター運動の賛同者を広げる活動で大きな力を発揮させています。「新しい運動の担い手」を意識的に広げる活動が9条の会運動にとって大切なことを教えています。

完成したポスターを賛同者一人に2枚づ

つ届け、長岡市では賛同者を通じて貼り出すのは700枚に、さらに200枚のポスターを貼りだし、アベ改憲NO!の大きな世論を広げる計画も相談されています。全県では12000枚のポスターを貼り出す計画です。

ポスターの作成のために寄せられた賛同金の一部を地域9条の会の活動資金として還元し、財政面でも地域9条の会の活動を励ましていく予定です。

今日の情勢にかみ合った新しい宣伝チラシも作成し、地域の活動を強めていく予定で議論を進めています。

(新潟県9条の会 事務局 藤原龍二)

**【静岡県下9条の会】** 静岡県下の「9条の会」など90団体、5000人規模で、力をあわせて作り上げた「改憲に反対する意見広告」が、5月3日、朝日新聞と毎日新聞の静岡全県版に掲載されました。今年は10年目になります。

真ん中にかわいい幼子の晴れやかな写真、事務局のみんなが目移りしながら、あれがいい、これがいい、いや断然これだ、とかなり迷った挙句の一枚です。そして、紙面に溢れるカラフルなお花と子供のかわいいイラスト、全体のレイアウトは、2人の女性のセンスと腕。大見出しで「いま、憲法を変える必要はありますか?」、副題で、「“戦争しない日本”であり続けていられたのは、9条の存在と日本国民の努力の結果です。」

5月3日に掲載するためには準備に半年、いつも11月から月1回のペースで、東部は御殿場、函南、沼津から、西部は浜松、磐田、中部は静岡、焼津などから集まった事

務局 7、8 人、最終段階ではイラストのお得意な女性がいつも 2 人加わってもらい真ん中の静岡市で会議をしています。

県下 5 千人目標に、賛同金は一人 500 円。掲載日が近づくと、大事な広告の表現に関する議事に入りますが、事務局の面々は、どなたもかつてバリバリの活動家のみなさん、それは喧々諤々、議論が伯仲、私はいつも「その方がいいですね」などと無責任なことばかり言って聞いていますが、面白いことこの上もなし。最終段階でイラストと紙面の構成のお二人の女性が入ると「そんな固い文章、誰も読んでくれないよ」となるから、これが決定打！

この取り組みも、始まった 2011 年は、参加者が県下で 3250 人だったのが、年々差し迫った憲法改悪の意識の高まりで賛同は 5000 人に及んでいます。

広告掲載の後、新聞抜刷りを賛同者に送付するのですが、今年は特別にコロナのせいで各種講演会や集会が中止に追い込まれていますから、私たちの活動が分断されないよう、ネットや手紙でも、強く強く手をつなごう、と書いて送りました。

(清水女性 9 条の会 石垣鈴江)

### **コロナに負けず今出来ることに全力を！**

【神奈川県／あつぎ・九条の会／大友三昭】 内閣総理大臣のコロナ特措法による緊急事態宣言により、外出の抑制、公共施設の使用制限が続いています。厚木市九条の会ネットワークでも、毎月本厚木駅前「憲法 9 条改憲に反対」する宣伝行動を行っていましたが、3 月より中止しています。

しかし、この緊急事態の中で火事場泥棒的に「東京高検検事長・黒川弘務氏の定年延長」を後付けで合法化するための「検察庁法改正案」、監視社会を作る「特区法改正案」、種や苗を採らずに買わせる「種苗法改正案」が国会に提出されました。

安倍首相はコロナにも対応して「緊急事態条項」を設ける改憲の議論を促す発言をしています。いずれもコロナのどさくさに紛れた不要不急の法案や発言です。

私達も、コロナに負けず、「ポスターの掲示・九条の会ブックレットの普及（九条の会発行 400 円）・チラシのポストイン・SNS 活用」など、今できる事を考え、「安倍 9 条 NO！」の運動を広げましょう。（「あつぎ・条の会」NO163）

### **検察庁法改悪に怒りの緊急行動**

【奈良県／九条の会奈良】 5・17 サイレントスタンディング「#検察庁改正案の強行採決に抗議します」が行われました。

昨日、ツイッターやラインメールのよびかけに 30 名が JR 奈良駅前東口に集まりました。このままでは、日本が壊されるとの強い危機感で、急遽のよびかけにもかかわらず司法の独立を何としても守らなければならないと参加者は口々に、安倍首相の政権運営私物化に怒りを出し合っていました。この訴えは多くの市民に届いたと思います。参加者から「明日もやりましょう」との意見が出されました。皆さん、やる気です。本気です。必死です。（九条の会奈良）

### **憲法生かしてコロナに対抗を**

【愛媛県／憲法 9 条をまもる愛媛県民の

**会】** 愛媛県民の会は9日、松山市で定例の街頭署名に取り組みました。参加した6人は「憲法をいかしてこそ、コロナ危機とたたかうことができる」と訴え、危機に便乗して緊急事態条項を盛り込もうとする安倍首相らの改憲阻止をと呼びかけました。

森英二事務局長は、新型コロナウイルス感染拡大による危機や近年相次ぐ自然災害による被害をあげ「5兆円にもものぼる軍事費を削り、国民の命と暮らし、営業を守るためにこそ税金を使うべきだ」と訴え。幹事の田中明治さんは「憲法には、すべての国民の健康、最低限度の生活を守ることや教育を受ける権利などが書かれている。憲法をいかせば、コロナ危機とたたかう政治を実現できる」と強調しました。

幹事の来島頼子さんは、医療従事者を応援しようと青色のコサージュをして参加。

「憲法に書かれた私たちの権利をいかそう、いまこそ声を上げましょう」と呼びかけました。

## それぞれの要求プラスターに

### 【東京都文京区／本郷・湯島九条の会】

5月12日。曇りの夏日になった本郷三丁目かねやす前の昼街宣になりました。男女合わせて7人の方々が結集しました。これまでのように署名・チラシ配布は控え、かつ social distance を取ることに気配りしながらです。マイクの声は本郷通り、春日通りに響き渡りました。さまざまな plaster を持ち、かねやす前に立ち道行く人々に訴えました。

マイクはやはり検察庁法改定案に集中しました。黒川弘務東京高検検事長の定年は2月で、その前の1月31日に「黒川弘務東京高

検検事長の定年延長の閣議決定」を安倍晋三首相は強行したのです。検事総長に据えようという魂胆がみえみえなのです。ということは安倍晋三首相は罪を熟知しており、罰を恐れている証左とも言えます。このことを訴えました。かつ国家公務員法改定案に潜り込ませる「東ね法案」ということです。検察庁法が一般の国家公務員法と別につくられている意義は、検察官は起訴の権限を独占し準司法官的な役割を担っていることにあります。安倍晋三政権は、法体系一法解釈もすべて破壊し、法の支配から「人の支配」に変えるというクーデターを強行したのです。（本郷湯島九条の会・石井彰）

### コロナ便乗改憲に抗議のアピール

**【高知県／こうち九条の会】** こうち九条の会はこのほど、「新型コロナウイルス感染症の脅威を悪用する安倍改憲の国会審議要求を拒否しよう」とのアピールを発表しました。

アピールは新型コロナウイルス禍に際し、安倍改憲を支持する人たちが「安倍改憲の4項目の一つである『緊急事態条項』をこの機に導入したらどうか、『危機管理』には内閣の強権執行が必要なのだ」と喧伝（けんでん）していることに注意を喚起。「緊急事態条項は、内閣独裁制であり、『憲法の破壊』につながるもので、立憲主義に背くもの」と批判。新型コロナのもたらしている「危機」に対しては、憲法の原則を堅持しなければならないとのべ、「改憲案の審議要求は許されません」と強調しています。